平成２３年（フ）第６０４４号
大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目101番地
債務者　株式会社金剛堂八尾店こと　梅田　修史
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７０号
さいたま市緑区原山３丁目２番３号　原山第二団地307号
債務者　木村　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９６号
さいたま市見沼区大字笹丸82番地11
債務者　永島　英知
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１３号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の192
債務者　成瀬　一也
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松藤　隆則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
長野市篠ノ井東福寺1687番地
債務者　笹野美喜男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　将吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２４号
横浜市旭区四季美台３番地21　ハーミットクラブハウス鶴ケ峰Ａ―103
債務者　齋藤　辰美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５６号
神奈川県大和市中央４丁目６番31号　ビレッジハイム湘南501号
債務者　村上　耕司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５５号
茨城県福島県郡山市開成６丁目12番地、旧住所茨城県水戸市本町２丁目１番34―401号　マ・トール水戸本町
債務者　青木　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　敏博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４９号
相模原市中央区田名6105番地１
債務者　古澤千恵美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２１号
長野県大町市大町2193番地
債務者　味のわかますこと　上島　信一
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤絵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７１号
大分市大道町３丁目３番14号
債務者　飯田　明裕
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
神奈川県横須賀市野比２丁目７番１号
債務者　山本　誠一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１２１５７号
大阪府大阪市浪速区元町２丁目12番16号　志ビル502号
債務者　楠　　恒男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　信明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９７号
山形県東置賜郡高畠町大字高安484番地の２
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１７８号
埼玉県上尾市大字瓦葺2073番地２　スム東大宮寮
債務者　菅原　善一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８０号
さいたま市南区根岸２丁目16番23号　ハイブリッジ根岸103号
債務者　中津山克助
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
千葉県成田市郷部591番地１　ソフィテル５号館505号室
債務者　澤本　道代
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部